

# 社会福祉法人信濃の星 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人信濃の星（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

## (理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、これを支払わないものとし、第4条の報酬を支払うものとする。

(1)理事、監事	1回	<u>5,000円</u>
(2)評議員	1回	<u>5,000円</u>

2 前項の規定は理事において、理事長、相談役を兼務する者には適用しない。

## (役員等の勤務報酬)

第4条 役員等が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、次のとおり報酬を支払うことができる。

(1)理事、監事		
1日	4時間未満	<u>5,000円</u>
1日	4時間以上	<u>10,000円</u>
(2)評議員		
1日	4時間未満	<u>5,000円</u>
1日	4時間以上	<u>10,000円</u>

2 前項の規定は理事において、理事長、相談役または法人職員を兼務する者には適用しない。

## (理事長の基本報酬)

第5条 理事長がその責務を負い、職務を遂行する時に、基本報酬として以下の報酬を支払うことができる。

月額 300,000円

2 理事長が法人及び施設の運営のための業務に当たる場合、次のとおり額を支払うことが出来る。

1日	4時間以内	<u>5,000円</u>
1日	4時間以上	<u>10,000円</u>

第6条 法人は相談役を置くことが出来る。職務を遂行するときに、基本報酬として以下の額を支払うことが出来る。

ただし、相談役は連帯責任を負うものとする、

月額 100,000円

(報酬の支払方法)

第7条 第3条1項及び第4条1項の報酬は、その都度現金または口座振込により支払い、第5条1項及び2項、第6条の報酬は、毎月20日にそれぞれが指定した口座へ振込で支払う。

2 報酬の支払額は、社会保険料額及び源泉所得税額を控除した額を支払う。

(交通費)

第8条 役員等が、理事会及び評議員会に出席、法人業務に携わった時の交通費は、実際の経路及び方法によって計算し、その都度現金または口座振込により支払う。

2 理事において、事業所、法人事務局の職を兼務する者には、適用しない。

(費用弁償)

第9条 役員等が、理事会及び評議員会に出席、法人業務に携わった時に、理事長の依頼を受けて支出した消耗品・雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって、実費をその都度現金または口座振込により支払う。

(改正)

第10条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人信濃の星評議員会の議決を経なければならない。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

変更後の規程は、令和元年7月1日より施行する。

変更後の規定は 令和3年7月1日より施行する。

変更後の規定は 令和5年7月1日より施行する。